

- 1 地すべり対策事業に係る判定表の修正について
- 2 千葉県農林公共事業評価審議会運営等規程の一部改正について

令和4年11月8日

耕地課

## 地すべり対策事業に係る判定表の修正について

地すべり対策事業は、令和4年度から評価の対象事業に位置付けるために、令和3年度第2回農林公共事業評価審議会において試行評価を実施しました。その際、審議委員から判定表についてご意見があったため、下記のとおり修正しました。

### 記

#### ○審議委員からのご意見

(1) 「保全対象家屋の状況」「保全対象農地の耕作状況」は、地すべり対策事業と直接関係があるのか分からない。関係がなければ判定項目から削除してもよいのでは。

→地すべり対策事業により家屋数や農地面積が変化するわけではないため、別添のとおり削除。

(2) 環境についての判定項目を追加してはどうか。

→地すべり対策事業の目的は地すべり現象に対する国土保全及び民生安定を図ることとしている。事業における環境への配慮は、事業上、求められていないため、判定項目に追加しない。

(3) 「施設の管理状況」について、「A」が“随時確認”で、「B」が“月2回+大雨ごとの確認”となっている。イメージとしては「B」の取組の方が「定期的な確認+非常時の確認」で、良い管理をしているように感じられる。

→ (訂正前)

「A」を「定期的な確認+非常時の確認」、「C」を「年に1回の確認+非常時の確認」に修正。（「B」は「年に数回確認+非常時の確認」）

→ (訂正後)

地すべり施設は管理を地元に委託契約しており、施設の確認頻度が定められているため、定められた頻度を評価表の「C」とした。

(4) 「施設の状況」について、「A」の判定基準が「90%以上」となっている。この判定基準では、場合によっては壊れた施設があっても最高評価（非常に良い）となってしまうのはいかがなものかと思う。

→ 「A」判定を「全ての施設で異常は見られない（100%）」に修正した。

判定表（地すべり：〇〇地区）※修正後

評価者：〇〇農業事務所

事後評価の項目		事後評価指標の判定基準					満点	得点方式	判定	得点	備考	
		A	B	C	D	E						
		2	1	0.4	-1	-2						
1 整備された施設の管理状況												
① 施設の利活用												
農家・住民の意見	認識状況	よく知っている	知っている	工事を知っているが、目的は知らない。	工事を何となく知っている	何も知らない	6	(X+2)×1.5 ※加算係数	C	3.60	アンケートによる。	
	安心度	安心できる	やや安心できる	変化なし	やや悪化した	悪化した	6	(X+2)×1.5 ※加算係数	C	3.60	〃	
地元管理組合の意見	維持管理労力の変化	大幅に減った	やや減った	変化なし	やや増えた	大幅に増えた	5	(X+2)×1.25 ※加算係数	C	3.00	管理組合への聞き取りによる。	
	維持管理費(過去5か年の人件費・修繕費の平均値/計画時)	改善された (85%未満)	やや改善された (85以上～95未満)	ほとんど変わらない (95以上～105未満)	やや悪化した (105以上～115未満)	悪化した (115%以上)	8	(X+2)×2.0 ※加算係数	C	4.80	平均年間維持管理費/計画維持管理費	
施設の管理状況	※意見(3)	月3回以上+非常時の巡回	月2回+非常時の巡回	月2回(4月～11月)+冬季月1回(12月～3月)+非常時の巡回	月1回+非常時の巡回	非常時の巡回のみ	10	(X+2)×2.5 ※加算係数	C	6.00	管理組合への聞き取りによる。 ※非常時とは地震、大雨等の災害時	
小 計							35			21.00		
2 事業効果の発現状況												
① 政策面の評価等												
政策面	施設の状況	※意見(4)	全ての施設で異常は見られない (100%)	ほとんどの施設で異常は見られない (90以上～99未満)	一部の施設で異常が見られる (70以上～90未満)	施設で異常が見られる (50以上～70未満)	半数以上の施設での異常が見られる (50%未満)	20	(X+2)×5.0 ※加算係数	C	12.00	チェックシート(施設の状況)による。
	地すべりの安定状況	※他項目に合わせて修正	安定している (90%以上)	ほとんど地すべり活動は見られない (70以上～90未満)	一部地すべり活動が見られる (50以上～70未満)	ほとんどの箇所地すべり活動が見られる (30以上～50未満)	滑動終息が確認できない (30%未満)	15	(X+2)×3.75 ※加算係数	C	9.00	チェックシート(地すべりの安定状況)による。
工事面	工事内容		90%以上	75以上～90未満	60以上～75未満	45以上～60未満	45%未満	5	(X+2)×1.25 ※加算係数	C	3.00	コスト縮減等工事実績による。 (妥当工種数/全工種数) ※「妥当工種数」とは、工種ごとの計画事業費よりも少額で完了した工種数のことを指します。
	工事期間		予定工期で完了	予定工期+1年	予定工期+2年	予定工期+3年	予定工期+4年以上	5	(X+2)×1.25 ※加算係数	C	3.00	予定工期(当初計画)と比較する。
総費用総便益等	想定被害額の再積上げ		2.00以上	1.50以上～2.00未満	1.00以上～1.50未満	0.50以上～1.00未満	0.50未満	20	(X+2)×5.0 ※加算係数	C	12.00	現時点の総費用総便益比による。
小 計							65			39.00		
4 総合評価							100			60.00		

# 判定表（地すべり：〇〇地区）※修正前

評価者：〇〇農業事務所

事後評価の項目	事後評価指標の判定基準						満点	得点方式	判定	得点	備考
	A	B	C	D	E						
	2	1	0.4	-1	-2						
1 地域社会の動向											
① 地域の社会経済状況											
保全対象家屋の状況	家屋数の減少傾向	緩やか (1倍未満)	市町の傾向と同等 (市町の減少率の1~1.2倍未満)	大きい (市町の減少率の1.2~1.8倍未満)	特に大きい (市町の減少率の1.8倍以上)	消滅	5	(X+2) × 1.25 ※加算係数	C	3.00	市町全体の世帯数の傾向と比較する。 評価年の保全対象家屋数は聞き取りによる。
保全対象農地の耕作状況	作付面積の減少傾向	緩やか (1倍未満)	市町の傾向と同等 (市町の減少率の1~1.2倍未満)	大きい (市町の減少率の1.2~1.8倍未満)	特に大きい (市町の減少率の1.8倍以上)	全て荒廃農地	5	(X+2) × 1.25 ※加算係数	C	3.00	市町全体の荒廃農地増減の傾向と比較する。 評価年の作付け面積は聞き取りによる。
小 計							10			6.00	
2 整備された施設の管理状況											
① 施設の利活用											
農家・住民の意見	認識状況	よく知っている	知っている	工事を知っているが、目的は知らない。	工事を何となく知っている	何も知らない	7	(X+2) × 1.75 ※加算係数	C	4.20	アンケートによる。
	安心度	大変安心できる	安心できる	変化なし	やや悪化した	かなり悪化した	9	(X+2) × 2.25 ※加算係数	C	5.40	"
地元管理組合の意見	維持管理労力の変化	大幅に減った	少し減った	変化なし	少し増えた	大幅に増えた	7	(X+2) × 1.75 ※加算係数	C	4.20	管理組合への聞き取りによる。
	維持管理費(過去5か年の人件費・修繕費の平均値/計画時)	かなり改善された (85%未満)	ややよくなった (85以上~95未満)	ほとんど変わらない (95以上~105未満)	やや悪化した (105以上~115未満)	かなり悪化した (115%以上)	5	(X+2) × 1.25 ※加算係数	C	3.00	平均年間維持管理費/計画維持管理費
施設の管理状況	地すべり防止区域内の全ての防止施設を随時確認	毎月2回の確認に加え、地震、大雨ごとに確認	毎月2回の確認	毎月2回(冬季は1回)の確認	年に1度程度確認	1年以上未確認	7	(X+2) × 1.75 ※加算係数	C	4.20	管理組合への聞き取りによる。 (A評価を除き、確認対象は当該事業により整備した施設を対象とする。)
小 計							35			21.00	
3 事業効果の発現状況											
① 政策面の評価等											
政策面	施設の状況	90%以上	70以上~90未満	50以上~70未満	30以上~50未満	30%未満	20	(X+2) × 5.0 ※加算係数	C	12.00	チェックシート(施設の状況)による。
	地すべり滑動の状況	90%以上	70以上~90未満	50以上~70未満	30以上~50未満	30%未満	5	(X+2) × 1.25 ※加算係数	C	3.00	チェックシート(地すべり滑動の状況)による。
工事面	工事内容	90%以上	75以上~90未満	60以上~75未満	45以上~60未満	45%未満	5	(X+2) × 1.25 ※加算係数	C	3.00	コスト縮減等工事実績による。 (妥当工種数/全工種数)
	工事期間	予定工期で完了	予定工期+1年	予定工期+2年	予定工期+3年	予定工期+4年以上	5	(X+2) × 1.25 ※加算係数	C	3.00	予定工期(当初計画)と比較する。
総費用総便益等	想定被害額の再積上げ	2.00以上	1.50以上~2.00未満	1.00以上~1.50未満	0.50以上~1.00未満	0.50未満	20	(X+2) × 5.0 ※加算係数	C	12.00	現時点の総費用総便益比による。
小 計							55			33.00	
4 総合評価							100			60.00	

## 千葉県農林公共事業評価審議会運営等規程の一部改正について

### 1 改正の趣旨・内容

国事業の名称変更による事業評価対象事業名の変更（畜産関係）

#### 【新旧対照表（案）】

改正案	現行
<p>第1条、第2条（略） （事業評価の対象事業）</p> <p>第3条 事業評価の対象事業は、それぞれ次の各号に掲げる県が事業主体となる事業とする。</p> <p>一 農業農村整備事業</p> <p>二 <u>草地畜産基盤整備事業</u></p> <p>三 森林整備事業及び治山事業</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条から第7条（略）</p> <p>（再評価の実施に関する事項）</p> <p>第8条 再評価を実施する事業は、第3条に規定する対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のア～ウに掲げる事業であって、事業採択後、ア～ウに定める年数を経過した時点で継続中のもの</p> <p>ア 農業農村整備事業 10年 ただし、計画変更を行った場合は、その時点から5年とする。</p> <p>イ <u>草地畜産基盤整備事業</u> 5年</p> <p>ウ 森林整備事業及び治山事業 5年</p> <p>第9条、第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年12月25日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行に伴い、「千葉県農林水産部所管公共事業評価実施要綱」は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和4年3月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和4年11月〇〇日から施行する。</p>	<p>第1条、第2条（略） （事業評価の対象事業）</p> <p>第3条 事業評価の対象事業は、それぞれ次の各号に掲げる県が事業主体となる事業とする。</p> <p>一 農業農村整備事業</p> <p>二 <u>草地開発整備事業</u></p> <p>三 森林整備事業及び治山事業</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条から第7条（略）</p> <p>（再評価の実施に関する事項）</p> <p>第8条 再評価を実施する事業は、第3条に規定する対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のア～ウに掲げる事業であって、事業採択後、ア～ウに定める年数を経過した時点で継続中のもの</p> <p>ア 農業農村整備事業 10年 ただし、計画変更を行った場合は、その時点から5年とする。</p> <p>イ <u>草地開発整備事業</u> 5年</p> <p>ウ 森林整備事業及び治山事業 5年</p> <p>第9条、第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年12月25日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行に伴い、「千葉県農林水産部所管公共事業評価実施要綱」は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和4年3月18日から施行する。</p> <p><u>【追加】</u></p>